

令和7年5月12日

小平市指定下水道工事店申請の案内

小平市指定下水道工事店としての指定を申請される方は、指定下水道工事店指定申請書に必要書類を添えて提出して下さい。

- 受付期間 8時30分～12時、13時～17時
 (土日祝日および年末年始[12月29日～1月3日を除く])
- 提出先 小平市環境部下水道課設備維持担当 4階南側
- 手数料 10,000円(新規の場合)(申請時に納付していただきます。)
- ※申請時は、書類の内容を十分に説明できる方が持参して下さい。

※申請の際は代表者ご本人様が身分証明書となるものを持参して申請されるようお願い致します。代表者以外の方は受付ができないためご注意願います。

【指定を受けるには】

- 1 営業所について
 - ①東京都の区域内に営業所を有していること。
 - ②建物面積が、原則として9.9㎡以上あること。
 - ③単独で使用されている事務所であり、居住との併用または他の会社の事務所との共同使用の事実がないこと。
 - ④電話、机、椅子、事務用品等、営業の本拠にふさわしい機能を備えていること。
 - ⑤工事に必要な設備及び器材を有していること。
- 2 専属者について
排水設備工事責任技術者の登録を受けている方を雇用していること。

【申請に必要な書類】

- 1 指定下水道工事店指定申請書(新規・更新)に以下の書類を添付して下さい。
 - (1) 申請者(申請者が法人の場合は、その代表者)の履歴書及び住民票、在留カード又は特別永住者証明書の写し(住所、氏名、生年月日)
 - (2) 条例第6条第2項第2号アからウまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類(別記様式第13号)
 - (3) 申請者が法人の場合は、当該法人の登記事項証明書及び定款の写し
 - (4) 営業所の建物に係る固定資産課税台帳登録事項証明書若しくは登記事項証明書又は建物賃貸借契約書の写し
 - (5) 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図(別記様式第2号)
 - ①営業所の写真
 - ア 営業所の建物全体(看板等が写っていること。)

イ 営業所の室内全体の様子

②営業所の平面図

ア メートル単位で寸法を記入し、面積も算出して下さい。

③営業所の見取図

ア 営業所調査の際に使用するので、住宅地図の写しに営業所の場所を記入したものを貼り付けるか、ご記入をお願いいたします。

(6) 工事に必要な設備及び器材を有していることを証する書類（別記様式第4号）

(7) 責任技術者名簿（新規・解除）（別記様式第3号）

(8) 責任技術者の責任技術者証又は都交付責任技術者証の写し

(9) 責任技術者が申請者以外である場合、その雇用関係を確認できる書類

次の証明書ア～ウのうち、いずれか一つを用意して下さい。

ア 組合健康保険証、政府管掌健康保険被保険者証（雇用関係を証明できない国民健康保険は除く）の写し

イ 雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び保険料領収書の写し

ウ 従業員全員の賃金台帳又は源泉徴収簿及び所得税納付額領収書の写し

(10) 申請者が東京都内において小平市以外の下水道管理者から指定下水道工事店と同種の指定を受けている場合は、当該下水道管理者(複数の下水道管理者から指定を受けている場合は、そのいずれか)が発行した指定工事店証の写し

※ (10)がある場合は、(1)(3)(4)(5)(6)の書類は申請時に不要となります。

※ 指定下水道工事店指定申請書類は、小平市ホームページからダウンロードできます。

<http://www.city.kodaira.tokyo.jp>

※ 申請の方法や必要書類について不明な点がある場合は、直接来庁されるか、または電話にて下記までお問い合わせ下さい。

小平市環境部下水道課設備維持担当

住 所 小平市小川町二丁目1333番地 4階南側

電話番号 042-341-1211（内線2926）

042-346-9560（直通）